平成２９年（フ）第１７６号
大津市南郷１丁目12番８号
債務者　松下ヤス子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０７号
熊本市東区佐土原１丁目８番45―615号　コアマンション健軍、前住所熊本県合志市須屋1556番地３
債務者　志賀慎一郎
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６８号
釧路市愛国西１丁目９番12号　ハイツ田代１階５号室、申立前の住所釧路市新富士町４丁目８番13号
債務者　目黒　洋子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１８５号
釧路市白樺台１丁目23番332号　ＷＢ２
債務者　光永佐智子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１９０号
群馬県前橋市南町２丁目63―３　ＨＢハイツ２―Ｂ　㈱ソルテック方、住民票上の住所群馬県渋川市赤城町溝呂木202番地２
債務者　南雲　美秋
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６６号
愛知県一宮市大和町妙興寺字儀郎４番地　メゾンプラネット106号
債務者　小林　理沙
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第６９９号
京都市右京区西院坤町90番地　エクセレント西院301
債務者　山本　幸枝
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
京都府舞鶴市字万願寺66番地15
債務者　増山　千恵
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
京都府綾部市西町１丁目46番地の３　寿光102号
債務者　岩井　亮二
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第５６８号
大阪府藤井寺市小山６―２―36、住民票上の住所大阪府八尾市安中町４丁目５番３号
債務者　吉本　好華
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６７９号
堺市中区深阪４丁１番16―209号、前住所堺市堺区柏木町４丁２番22―301号
債務者　前田　京子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６８４号
大阪府羽曳野市碓井４丁目９番20―601号、前住所大阪府羽曳野市西浦４丁目336番地の９
債務者　梅本　達也
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６８９号
堺市中区八田南之町162番地３
債務者　板垣　順子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７１０号
堺市堺区北花田口町１丁２番15―1304号
債務者　西尾　公希
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７３５号
堺市中区土師町１丁11番21号　北田ハイツ103号、前住所堺市中区陶器北1860番地１
債務者　橋本信子こと　張　　信子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７３８号
堺市北区東雲東町１丁７番18号　エストニュアージュ　201号
債務者　和泉谷高弘
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
長崎県長崎市磯道町９番地７　磯道見晴アパート204
債務者　山下優理子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係